

水道料金について

1. 水道事業経営の原則

水道事業（簡易水道を除く）については、地方公営企業法の適用がなされ、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金収入を主たる財源として経営するものとされている。

2. 水道法上の水道料金に係る規定

水道料金については、水道法第14第2項第1号及び第2号において以下の通り規定されている。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (3) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと

また、水道法施行規則において、上記(1)の技術的細目として、

料金が概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

料金が、営業費用（人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費他）、支払利息、資産維持費の合算額から、営業収益の額から給水収益を控除した額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

需要者相互間の負担の公平性、水利用の合理性、水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること

さらに上記(3)の技術的細目として

料金区分の設定に当たっては、給水管口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること

が定められている。

3. 水道料金の設定等について

- (1) 一般的な料金算定プロセス

一般的に水道料金は、以下のように算定される。

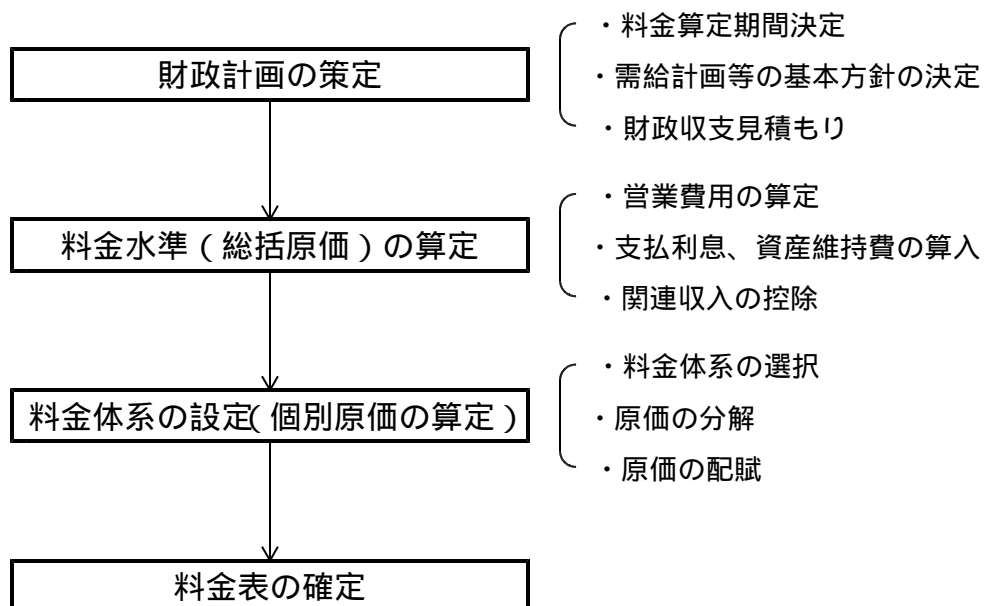


図1 水道料金の算定プロセス

料金水準（総括原価）の算定

水道料金の水準については、総括原価 = ([公営企業としてなすべき努力を行った上での] 営業費用) + (資本費用^注)、資本費用^注 = (支払利息) + (資産維持費) という算出により決定される。この総括原価は、料金収入総額に一致する。(これを一般に「総括原価主義」と呼んでいる。)

注)「事業報酬」、「資本報酬」とも呼ばれる。

料金体系の設定（個別原価の算定）

料金体系の設定に当たっては、料金は各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づき配賦し、基本料金と従量料金に区分し設定する。(上述のとおり、この設定料金をもって計算した料金収入額の合計は、総括原価と一致するようにされている。(水道料金算定要領(平成10年7月(社)日本水道協会))(これを一般に「個別原価主義」とよんでいる。)

(2)水道における実際の料金体系等について

料金体系について

水道料金の体系は、主に、用途別料金体系、口径別料金体系、用途別・口径別併用料金体系に区分される。それぞれの体系の占める割合は、平成14年度末にお

いて、それぞれ、約40%、約47%、約13%である。

用途別料金体系は、その使用用途（例：家庭用、営業用、浴場用、工場用等）に着目して料金格差を設けるもので、用途の相違を、各需要者の負担能力ないしサービス価値の差と認識し、^{しゃし}奢侈的、副次的用途の高額化、生活用水の低廉化を図るといふ、公共性の立場を重視した体系である。しかし、用途の区分が恣意的で、客観性に欠けるといふ意見がある。

口径別料金体系は、各需要者の給水管や水道メータの大小、若しくは需要水量の多寡に応じて料金格差を設けるものである。

基本水量制と生活用水の低廉化

公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量（5-10m³程度）を付与し、当該範囲の水使用を促すとともに、当該部分に係る料金の低廉化を図る、「基本水量制」が多くの事業者において採用され、低廉な生活用水の確保に大きな役割を果たしてきた。

需要抑制型の逦増型料金体系

水道水の需要が増加していた社会情勢を踏まえ、大口需要に新規水源開発や施設能力拡充等に伴う費用の上昇を反映させるとともに、水利用の合理化を促し水需要の均衡確保に資するため、多くの水道事業者において逦増料金制がとられている。

水道料金の格差

水道料金格差の要因には、事業経営上の諸条件の違いがある。その主なものとして、水源の種類やその取得条件の違い、あるいは水道布設年次、水道建設費の多寡など給水地域における地理的、歴史的要因をはじめ、人口密度、生活様式等による需要構造等の社会的要因の違いにより、内々価格差が大きい。

3. 公共料金をめぐる動き

公共料金については、景気の低迷が続く中での公共料金の改定による消費・物価への影響、様々な商品における価格破壊等が進行する中での公共料金の割高感等もあり、

参入規制の緩和

料金設定方式の見直し

情報公開の促進

等の取組みが進められてきた。

しかしながら、平成14年6月に取りまとめられた「公共料金の構造改革：現状と課題」においては、電気通信サービスを除く公共料金については、消費者物価指数でみた場合、上昇傾向にあると指摘し、デフレーションの下での公共料金の視点として、

可能な限り市場での競争を追求

料金認可制（上限認可制などを含む）などの規制が残る場合、一般物価水準や投入財価格の下落が自動的に料金に反映される仕組みの検討も必要であるとし、今後の課題として、水道分野について、以下の指摘を行っている。

公共料金の構造改革：現状と課題（物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書）

2 公営・補助制度の見直し

（1）民営化・民間委託

国や地方公共団体などの公的主体が直接経営する公共料金分野については、公的主体が実施する意義や根拠を点検しつつ効率化を進めることが重要である。こうした認識の下、経営主体の民営化などが検討・推進されてきており、さらに公的インフラ設備やそれに関連するサービスの供給に関して、「公的部門と民間部門の多様なパートナーシップの手法」（Public Private Partnership）が提案されている。今後はそうした見直しの効果のフォローアップや促進が必要である。

[具体例]

水道については、零細な給水人口規模の事業者も多く見られることから、広域化に向けた事業の統合を推進するべきである。また、水道事業運営のノウハウを有する民間事業者が出現していることから、事業運営を包括的に委託する制度の確立も並行して進められることが課題である。

また、平成14年12月に総合規制改革会議がとりまとめた「規制改革の推進に関する第2次答申」では、以下の通り指摘されている。

第1章 横断的分野

2．民間参入の拡大による官製市場の見直し

【具体的施策】

官民役割分担の再構築

（1）公共サービス分野における民間参入

水道事業

地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべきである。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法（昭和32年法律第177号）上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底するべきである。

また、平成13年度の水道法改正により、水道の管理の技術上の業務を民間委託するこ

とができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。

4. 水道料金の課題

(1) 経営改革

地方公営企業法適用事業者の経営状態はおおむね良好だが、全般的に起債に因るところも大きい。通常であれば、減価償却費見合いの資金を内部留保する必要があるが、これについても起債の償還に充てられているのが実態である。

一方、経営の安全性、安定性の観点から資産維持費（事業報酬、資本報酬とも呼ばれる）を原価に適切に繰り入れていくべきとの指摘もある。

このように、水道料金の算定に当たっては、総括原価の資産維持費を適切に見直し、減価償却費見合いの資金を適切に内部留保することが課題となっている。

(2) 総括原価方式（料金水準）について

水道料金の料金水準は、先に述べたとおり、総括原価方式により決定される。総括原価方式については、料金設定の根拠が比較的わかりやすく、事業者には過大な利益・損失を与えず、公正な報酬が消費者にも過大な料金負担を負うことがないというメリットがあり、わが国の公益事業で広く採用されてきた。しかしながら、以下のような問題点も指摘されている。

原価積み上げにより料金が算出されることから経営効率の改善に向けたインセンティブが働きにくい。

経営努力でコスト圧縮をしても利益は増えない

増加するコストの安易な料金への転嫁も考えられる

情報公開が十分にされなければ、費用構造が不明確である。

このようなことから、総括原価方式の問題点を補い、経費削減等の事業効率化インセンティブを盛り込んだ以下のような価格決定方式も提案されてきている。

プライスカップ方式（価格上限方式）、ヤードスティック方式（比較基準方式）等

(3) 料金体系

多くの水道事業者において、水道料金は、基本料金と従量料金の二部料金制となっており、先にも述べたように、基本料金には一定の水量（5-10m³程度）を付与し、当該範囲の水使用を促すとともに、当該部分に係る料金の低廉化を図られている場合が多い。また、従量料金については、使用量の増加に伴い単価が高額となる逡増料金体系がとられている場合が多い。

しかしながら、近年、水道水利用の需要構造は変化しており、大口の水使用者は減少し、小口の水使用者が増加するというパターンが増え、水需要は大口使用者から小口使用者にシフトしてきている傾向がある。また、小口需要者に対しても節水インセンティブを与えるべきとの指摘がある。

また、従来の水道施設の新設・拡張期における負担の公平性と、改築・更新・維持管理が中心となる時代における負担の公平性は異なってくるため、新しい時代に相応しい負担の公平性について検討すべきとの指摘もある。

このようなこと等から、用途別料金体系の見直し、逡増型料金体系や基本料金における基本水量についての再検討が課題となっている。

(4) 情報公開・提供及び経営効率化指標の活用

平成13年度の水道法改正において、水道法に水道事業者から需要者への情報提供が位置づけられ、水道料金その他需要者に関する事項の情報提供が進められているところであるが、先にも述べたように、総括原価方式の費用構造を明らかにする意味で極めて重要であることから、引き続き情報提供を推進していく必要がある。

例えば、(社)日本水道協会においては、平成11年9月に「経営情報公開ガイドライン」及び「水道事業間の適正な比較評価をなしえる経営効率化指標」を策定、公表している。このような指標を活用・公表すること等による類似事業者間の間接的な競争(ヤードスティック競争)を促していくことも有効である。

5. 水道料金制度に係る見直しの視点

水道料金制度の見直しの視点としては、以下の事項が考えられる。

総括原価算定における資産維持費の再検討

総括原価のうち固定費の公平な負担のあり方

基本水量制のあり方

生活用水に対する軽減措置のあり方

最高単価のあり方

料金表における水量区画のあり方

給水工事費、加入金のあり方

小規模水道における配慮事項

公費導入・負担区分のあり方

経営効率化インセンティブ付与のあり方

民間的経営手法の積極的活用